

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

19期(1965/昭和40年)

朝日訴訟のお二人の裁判官の思い出



会員 曾田 多賀 (19期)

私は18期生として研修所に入った。総数500人弱のうち女性は28人であったが、これまでに比べて飛躍的に女性が増えた年でもあった。研修旅行、栃木の女子刑務所見学、歌舞伎鑑賞、解剖室見学等行事が多かったが、私にとって一番の思い出は、前期に豊島園で行われた運動会である。マラソンもあり、私の友人が女性ではただ一人参加して皆の関心を集めた。私は長距離はダメなので参加しなかったが、短距離は少し自信があったので組別対抗リレーに手を挙げた。第1走者は各組女性で、私は2位に差をつけて1位で第2走者にバトンを渡した。レースは混戦となったが、私の組のアンカーは大学時代に陸上部にいた人で、混戦を制し1位でゴールインした。私は、生涯でただ一度の胴上げをされた。

実務修習では、民事裁判修習は浅沼武裁判長の部であった。浅沼裁判長は、朝日訴訟の1審判決を出された方である。眉が太く眼光が鋭いので一見厳しい方に見えるが、訴訟指揮では当事者代理人の主張によく耳を傾けられていた。19期生の夫も浅沼裁判長の部で修習した。ご自宅をお訪ねする機会があり、そこで裁判長が山歩きがお好きで高山植物に造詣が深いことを知った。研修所を卒業して数年後、裁判長から真夜中にお電話をいただいた。「知り合いの女性が夫君に先立たれ一人で子育てをしているが、その子(未成年)がタクシー強盗をして今夜逮捕された。気の毒な方なのです。助けてやって欲しい」ということであった。夫が5年の検察官勤務後退職し弁護士となって間もないころであった。私たちは、このような

優しいお人柄の裁判長だからこそ、朝日訴訟のあの判決があったのだ、と思い至った。

私は、前期修習中に妊娠し、1年間修習を休んだ。当時は、妊娠してお腹の大きな修習生が裁判所・検察庁等で修習するのは憚られるように感じられた。後に分かったところによると、同じように妊娠した友人達も、皆1年間修習を休んだり、修習開始を遅らせたりしていた。

後期修習は19期9組に編入された。民事裁判教官は、研修所入所を決める際の面接官であった賀集唱教官であった。教官とは不思議なご縁があるらしく、実務についてからも、私の事件は何件も賀集裁判官の部に係属し、私はいつまでも生徒であった。後年教官がご逝去された後に、9組で教官の奥様をお招きして教官を偲ぶ会が催された。その際奥様から朝日訴訟の高裁判決の起草者が教官であることを初めて伺った。私は不勉強にも高裁判決を読んだことがなかった。奥様のお話では、夏の暑い盛りに、クーラーもない官舎で、山積みの裁判資料に埋もれて汗を流しながら根を詰めて取り組んでおられたという。そして、判決後、体調を崩されて長期入院し、当初は命も危うい状態であったという。朝日訴訟の高裁判決は、賀集裁判官が命をかけて書かれたものであった。

はからずも朝日訴訟の判決を導かれたお二人の裁判官のご指導を受け、そのお人柄に触れ、改めて、裁判は神ならぬ人間が行うものであること、そして時には命がけのものとなることに襟を正す思いとなった。